

令和 2 年 6 月高島市議会定例会  
一般質問の概要

答弁結果  
教育委員会抜粋版

**令和2年6月 高島市議会定例会  
一般質問通告事項一覧および答弁者一覧表**

日程	質問方法	番号	通 告 者		質 問 事 項	答 弁 者
			議席	氏 名		
12日 (金)		1	14 番	大槻 ゆり子 議員	① 新型コロナウイルスによる困りごとの相談窓口について	健康福祉部長 商工観光部長
		3	3 番	今城 克啓 議員	① 新たなごみ処理施設の今後について	環境部長
	項目毎	4	12 番	福井 節子 議員	① 高島市ごみ処理施設建設予定地の決定について真実は	環境部長
					② コロナ禍でも、市民の暮らしを豊かに	子ども未来部長 教育総務部長
	全項目	5	1 番	是永 宙 議員	① 新型コロナウイルス感染症対策下での“子どもの見守り”について	教育指導部長 子ども未来部長
② ゴミ処理施設の建設計画の「白紙」発言の真意は？					環境部長	

**令和2年6月 高島市議会定例会  
一般質問通告事項一覧および答弁者一覧表**

日程	質問方法	番号	通 告 者		質 問 事 項	答 弁 者
			議席	氏 名		
15日 (月)	項目毎	6	13 番	森脇 徹 議員	① 新ごみ処理施設予定地の「土地売買仮契約」の法的処分は	環境部長
					② 高島の源流農地を守る中山間支援制度の実態に合った適用拡充を	農林水産部長
		7	2 番	早川 浩徳 議員	① 新型コロナウイルス感染症にかかる小中学校の対応について	教育指導部長
		8	4 番	高木 広和 議員	① 新たなゴミ処理施設の建設を「いったん白紙に戻す」ことについて	環境部長
		9	10 番	吹田 薫 議員	① 避難場所での感染症対策について	政策部長

令和2年6月12日

福井議員

（質問番号2）コロナ禍でも、市民の暮らしを豊かにについて

- 1 コロナ関連非常事態宣言の中、一律の休校・休園ではなく、高島独自の判断をすべきではなかったのか、について伺う
2. 第2波に備える中で、市立図書館の役割を鑑みるとき、市民の声に応える対応が必要と思うがどうか
3. 公民館の利用について、コロナ減免を考えられたいがいかがか

子ども未来部長答弁

（答）福井議員の質問番号2の1点目のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、2月27日の国による「全国小中学校への臨時休業要請」また、4月16日の「全国への緊急非常事態宣言」等の判断や決定、さらに地域における新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた上で、市の対策本部において決定してまいりました。

市内の保育園、幼稚園、認定こども園につきましては、市内の小中学校の休校と同時に休園としながらも、保護者の方が社会生活を維持する上で必要な業務に従事し勤務を休むことができない場合や育児疲れや病気等の場合は、公立園はもとより私立園につきましても特別保育の要請をしてきたところであります。

また、同時に、保育園等の利用・登園自粛の要請について、保護者の方の勤務先へのチラシを作成し、在宅勤務や自宅待機等の特段の配慮についてお願いしたところでもあります。

ご質問のように、日々の生活や子育て環境、コロナ感染症への考え方につきましては市民の方それぞれ異なるわけですが、休校・休園は、未だ治療薬が開発されず医療崩壊への懸念が高まる中、感染力が非常に強い未知のウイルスへの対応といたしまして、抵抗力が弱いと考えられる子どもたちの命と健康を守ることを最優先し、最

善の対策として講じたものであります。

今後におきましても、市民のみなさまのご意見をいただきながら、また、これまでの対応を検証しながら、子どもたちの健康と安全を第一に考え、適切な対策を講じてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

#### 教育総務部長答弁

(答) 福井議員の質問番号2の2点目、3点目のご質問にお答えします。

まずは、2点目の「第2波に備える中で、市立図書館の役割を鑑みるとき、市民の声に応える対応が必要と思うがどうか」についてでございますが、図書館の臨時休館と図書の貸出の停止について、市民の皆さまにご不便をおかけしましたが、市民の皆さまの命と健康を守ることを最優先に考えた判断であり、適切な措置であったと考えております。

図書館は、子どもから大人までの幅広い年代にご利用いただいている施設であり、生涯学習の一翼を担う役割の大きさから、市の公共施設の中においても、いち早く5月17日から業務を再開しており、市民生活への影響を最小限にとどめるよう努めてまいりました。

今後、第2波が発生した際の対応につきましても、何よりも市民の皆さまの命と健康を守ることを最優先に考え、施設管理者として、その状況に応じて適切に対応してまいります。

次に3点目の「公民館の利用について、コロナ減免を考えられたいが いかがか」についてでございますが、公民館やコミュニティセンターなどの貸館施設につきましても、地域における住民同士の交流や社会教育活動の拠点であることを踏まえ、県内他市に先駆け5月17日から再開しております。

再開にあたりましては、施設ごとに感染拡大防止対策マニュアルを作成し、施設側と利用者の双方で予防対策を講じるとともに、感染リ

スクが高いとされる活動につきましては、国のガイドラインに基づき一部制限もさせていただいているところです。

そのため、各種団体の皆さまには、国が提唱する「新しい生活様式」を参考に、これからの活動のあり方についてもご検討をお願いしているところであり、団体をはじめ利用者の皆さまのご理解もいただいている状況でございます。

公共施設の使用料につきましては、平成28年4月から受益者負担の原則に基づき、利用者から応分の負担を求めるために、関係条例の改正を行うとともに、使用料の減額・免除の考え方や基準を統一した制度として、透明性も図った上で、これまで適切に運用しているところでございます。

また、支援が必要な団体等については、既にこの制度を活用いただいております。現時点で新たな減免制度の創設や拡大は考えておりません。

以上、私からの答弁といたします。

#### (意見)

県外からの転入者が安心して保育してもらえる等、様々な意見を受け止めた対応をお願いしたい。今回の感染症対策にかかる経験を活かして、より良い方向に進むよう対応いただきたい。

【担当：子ども未来部 子育て支援課】

【担当：教育総務部 図書館・社会教育課】

令和2年6月12日

是永議員

（質問番号1）新型コロナウイルス感染症対策下での“子どもの見守り”  
について

- 1 臨時休業期間中の児童生徒に対する食事の支援について
- 2 8月17日から8月31日までの学校給食について
- 3 コロナ感染症対策の影響とみられる相談事案、既存の社会資源につないだ事例について
- 4 見守り強化のための民間団体との連携について
- 5 支援対象児童等見守り強化事業の活用について伺う。

教育指導部長答弁

（答）是永議員の質問番号1の1点目と2点目についてお答えいたします。

まず1点目の「臨時休業期間中の児童生徒に対する食事の支援」についてでございますが、臨時休業中の5月には、家庭で児童生徒だけでも作れる食事のレシピを給食だよりに掲載し、各家庭に配付するとともに、市のホームページでも紹介させていただき、少しでも食事づくりの支援になるよう努めてまいりました。

また、臨時休業に伴い学校給食で使用しなくなった納入済みの食材等を、フードバンクを通じて、必要とされるご家庭や関係団体等へ提供し、食事づくりに有効に活用していただきました。

全国的には、臨時休業期間中、児童生徒の食事を独自の 방법으로提供されているいくつかの事例があることは承知しておりますが、本市におきましては、現在のところ、衛生管理や感染リスクの低減を最優先し、食事の支援につきましては、考えておりません。

次に2点目の「8月17日から8月31日までの学校給食」についてでございますが、夏季休業期間の短縮に伴い、7月につきましては31日まで給食を提供いたします。また、2学期の給食開始は、例年

9月2日からとしておりましたが、8月31日から給食を提供いたします。8月17日から30日までの期間につきましては、学校給食センターの施設改修工事、厨房機器の更新、施設消毒などを行う必要があります、調理業務が困難でありますことから、学校給食の提供は行えない状況であります。

#### 子ども未来部長答弁

(答) 是永議員の質問番号1の3点目、4点目および5点目のご質問にお答えいたします。

まず、3点目のコロナ感染症対策の影響とみられる相談事案についてでございますが、休校・休園による外出自粛が始まった3月以降の月別児童虐待通告件数ならびに相談件数につきましては、2月以前に比べて特段変化はございませんでしたが、気になるご家庭へは、電話によるお子さんの状況把握と相談に努めてまいりました。相談内容といたしましては、外出自粛による親子のストレスや育児疲れ、保護者が仕事を休めない場合の子育て支援策の問合せ、保護者の収入減による生活不安等についてでございます。

また、既存の社会資源につなげた事例についてでございますが、相談内容に応じて子ども園等の特別保育や放課後等デイサービス、子育て短期支援事業、生活資金貸付相談窓口へのご案内、フードバンク、ファミリーサポートセンター事業等を紹介しております。

次に4点目の見守り強化のための民間団体との連携についてでございますが、高島市では民間団体を含む関係機関が要保護児童対策地域協議会を構成し、日頃から児童虐待防止を推進するための協議を行っております。

協議会構成機関はもとより、地域で子どもたちに対して様々な支援活動を実施している民間団体による事例といたしましては、結びと育ちの応援団や市内学童保育所のほか、障がいのあるお子さんを対象とする放課後等デイサービス等で、感染症予防に配慮しながら、活動の



あり方や相談方法を工夫し見守り活動をしていただいています。

また、フリースペースにつきましては集団での活動を休止されておりましたが、お弁当を作り届けることで子どもたちの様子を確認する活動を続けて来られました。その活動で把握された情報は連絡をいただき、市の担当部署との情報共有を図っております。

次に5点目の「支援対象児童等見守り強化事業」の活用についてでございますが、国の二次補正予算案の事業であり、その概要は把握しておりますが、詳細が決定していないため現段階ではお答えすることができません。

今後、国の補助事業の詳細がわかり次第、見守り活動の機能強化を図るよう検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

#### (再質問)

図書カード、地域通貨の配布はありがたい政策であったが、必要性や緊急性を考え、食に特化した事業があっても良かったのでは。今後、第2波・第3波を見据え、テイクアウトチケットの配布は検討できないか？

#### 子ども未来部長答弁

(答) お答えいたします。高島市では、18歳までの児童に図書カードの配付を行いましたが、先ほど議員からご紹介のありました幾つかの自治体で実施されているテイクアウトチケットにつきましても、本市における図書カードと同様の、それぞれの自治体の独自施策であります。どのような支援策を行うのが最もよいかということは、各自治体の判断であり、高島市の場合は、今回図書カードを選択したということでございます。

現在、学校や子ども園等が再開し、給食を提供しておりますことか

ら、現段階では議員ご提案のテイクアウトチケットによる支援策を実施する予定はございませんが、今後、仮に再度4月、5月のような状況が発生しましたら、また何らかの支援策が必要となることが考えられます。

今回、議員よりいただきましたご提案は貴重なご意見として承り、今後の参考にさせていただきたいと考えております。

(再質問)

テイクアウトチケットは重要性の高い人に重点的に手当もしやすく、生活困窮世帯には割増で配るという方法も可能。食の提供を通じた子どもの見守り機能について、今回を機に民間団体とも連携した新しい支援の輪づくりを工夫する余地があると考えるがいかがか？

子ども未来部長答弁

(答) お答えいたします。テイクアウトチケットにつきましては、先ほども申し上げましたように、再度長期間の休校、休園となる場合には、支援策の一つとして参考にさせていただきたいと考えております。

なお、児童扶養手当受給世帯等の生活困窮世帯に割増で配布するという点に関しましては、国の経済対策等も踏まえながら検討する必要があるかと考えております。

子どもたちの見守りのあり方や効果的な実施方法、民間団体と連携した新しい支援の輪づくりにつきましては、他の自治体で行われている食の配送をからめた見守り事例や、飲食業者や配送業者等への支援を含めた経済対策の事例も参考にし、また、関わるすべての方の安全を考慮しながら、高島市にあった施策を研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(意見)

感染対策という難しい面もあるが、今回の経験を糧にして、地域の連携や子どもを支える仕組みが充実するようお願いしたい。

【担当：教育指導部 学校給食課】

【担当：子ども未来部 子ども家庭相談課】

令和2年6月15日

早川議員

（質問番号1）新型コロナウイルス感染症にかかる小中学校の対応について

- 1 エアコン等の光熱費の増加への対応について
- 2 子どもたちへの感染症予防に関する指導および予防に必要な設備や資材等について
- 3 登下校中の熱中症への対応について
- 4 8月17日からの登校に向けた消毒等の受け入れ準備について
- 5 8月17日から31日までの給食について
- 6 校内で発熱を確認した場合の対応について
- 7 第2波に備えたオンライン授業について

教育指導部長答弁

（答）早川議員の質問番号1のご質問にお答えいたします。

まず1点目の「エアコン等の光熱費の増加への対応」についてでございますが、各学校におきましては、感染リスクを低減するためのこまめな換気に配慮するとともに、熱中症対策としまして、エアコン等を使用するよう指導しております。このことに伴いまして、光熱費の増加が予想されますが、エアコン等の使用制限をすることなく、児童生徒の命と健康を守ることを最優先し、過ごしやすい教室環境を整えてまいります。

次に2点目の「子どもたちへの感染症予防に関する指導および予防に必要な設備や資材等」についてでございますが、各学校におきまして、手洗いや咳エチケット、マスク着用などの基本的な感染症対策に加えまして、密集・密接・密閉を回避する行動を自らとるよう指導しているところでございます。

なお、感染予防に必要な石けんや消毒液は、学校規模に応じまして、十分な必要量を配備しております。

次に3点目の「登下校中の熱中症への対応」についてでございますが、小学校の集団登下校時や中学校の自転車通学時につきましては、一定の距離を保つことを条件に、マスクを外すことを可能としております。

また、通学バスにおきましては、マスクを着用し、対面を避けて乗車するよう指導しておりますが、バス運行業者等では、換気のため、少し窓を開けるとともに、暑さ対策としてのエアコン使用、車内消毒等に努めていただいているところでございます。

次に4点目の「8月17日からの登校に向けた消毒等の受け入れ準備」についてでございますが、各学校におきましては、学校閉庁日に入る前日の8月7日に、教職員による消毒作業を行うこととしております。

次に5点目の「8月17日から31日までの学校給食」についてでございますが、先日の是永議員のご質問に対する答弁のとおりでございます。

次に6点目の「校内で児童生徒の発熱を確認した場合の対応」についてでございますが、国から示されております学校における衛生管理マニュアルに基づきまして、登校後、発熱等の風邪の症状がみられる場合には、他の児童生徒との接触を避けるため、まずは別室で待機させるなどの配慮を行います。その後、保護者に迎えに来ていただき、症状がなくなるまでは、自宅での休養となります。なお、新型コロナウイルスの感染が疑われる場合には、保護者から、かかりつけ医または帰国者・接触者相談センターに連絡していただき、指示を受けていただくこととなります。

最後に7点目の「第2波に備えたオンライン授業」についてでございますが、市内小中学校では、5月末までの臨時休業中に、家庭におけるインターネット接続状況や端末の調査を行い、インターネット上

でのドリル教材の活用やTV会議システムによる遠隔授業などの検証を行ってまいりました。

今後は、1人1台のタブレット型端末を整備し、ICTを活用した学び方の改革を進めるとともに、再度臨時休業になった場合には、オンライン授業が効果的に行えるよう、体制を整えてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に示された手洗いについて、子どもたちに対し、どのタイミングで行うように指導されていますか。

教育指導部長答弁

(答) お答えします。

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が文部科学省から出されております。議員仰せのとおり、それに基づきまして、各学校におきましては、登校時や休み時間後の外から教室に入るとき、給食の前後、掃除の後、トイレの後、共有のものを触ったときなど、こまめに手洗いをするよう指導しております。なお、児童生徒には、石けんでの丁寧な手洗いを奨励しているところでございます。

(再質問)

石けんや消毒液については、現在、必要量は配備されているとのことであるが、第2波、第3波に備えて、補充が必要となった場合には、どのように対応されるのですか。

教育指導部長答弁

(答) お答えします。

今後、第2波、第3波の備えといたしまして、消毒液や石けんなどにつきましては、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策などを活用いたしまして、引き続き、必要量の確保に努めてまいりたいと考えております。

(再質問)

登下校時のマスク着用に関する対応については、お聞きし理解したが、体育などの授業中や部活動、休み時間などにおいては、熱中症対策としてどのように指導されているのですか。

教育指導部長答弁

(答) お答えします。

体育の授業や部活動、そして、休み時間などにおきましても、熱中症対策といたしまして、感染防止のための一定の距離を保つことなどを条件に、マスクを外すことを可能としております。

また、体育の授業や部活動におきましては、活動前、そして、活動中の健康状態を把握しまして、こまめな水分補給を行うよう、併せて指導しているところでもございます。

(再質問)

登校後、発熱した児童生徒への対応についてはお聞きしたが、朝、家庭で検温することを忘れて登校してきた児童生徒については、どのような対応をされるのですか。

教育指導部長答弁

(答) お答えします。児童生徒1人ひとりの健康状態を把握するため、保護者の皆さまのご協力をいただきまして、毎朝、ご家庭での検温

結果を記入した健康観察票を持参していただくことを基本としております。

朝、検温することなく登校した児童生徒につきましては、他の児童生徒との接触を避けるなどの配慮をしまして、非接触式体温計を活用するなどいたしまして、検温しているところでございます。

**【担当：教育指導部 学校教育課】**